「道州制基本法案(骨子案)」について

平成25年4月22日 全 国 知 事 会

【特に問題と考えられる点】

1 地方の意見の反映について

現在のところ、<u>道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方との間で明確なイメージが共有されていない</u>が、<u>両者が共通の認識を持って</u>検討していくことが不可欠である。

今後、国と地方の協議の場及びその分科会を活用するなど、<u>地方の意見を</u> 十分反映すべきである。

2 国の出先機関の廃止、中央府省の解体再編を含めた中央政府の見直しに ついて

道州制基本法案(骨子案)(以下「法案骨子案」という。)では「<u>国の行政機関の整理合理化」にとどまっている</u>が、事務の管理執行を担っている「<u>国の出先機関の廃止</u>」は当然のこと、企画立案を担っている「<u>中央府省」の解体再編を含めた中央政府そのものの見直しが道州制の大前提</u>であり、法案に明確に記載されなければならない。

なお、関西広域連合、九州地方知事会等における国の出先機関の原則廃止とその機能の丸ごと移管の課題についても検証を行い、<u>先行モデルとして受け皿となる意欲のある地方への国の出先機関の地方移管についても推進すべき</u>である。

※法案骨子案(抄)

第1 総則

- 4 道州制の基本的な方向 道州制は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。
 - ⑥ <u>国の行政機関は整理合理化</u>するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小する。

3 基礎自治体の体制について

法案骨子案では、市町村の区域を基礎として設置される<u>基礎自治体は、都道府県から承継した事務を処理</u>し、地域完結性を有する主体として構築するとしている。その場合には、<u>市町村の行財政基盤の抜本的な強化が必要</u>となるが、法案骨子案においては、当該事項に係る<u>具体的な方向性が示されなけ</u>ればならない。

※法案骨子案(抄)

第1 総則

- 2 定義
 - ② 基礎自治体

<u>「基礎自治体」は、市町村の区域を基礎として設置</u>され、従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体である。

- 3 基本理念
 - ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむ ね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体 として構築すること。
- 4 道州制の基本的な方向 道州制は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。
 - ③ 基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理する。

【その他整理すべき点】

○ 「道州の立法権限」と憲法との整合性について

法案骨子案では「道州の立法権限」等としているが、現行憲法との整合性が不明確ではないか。

※法案骨子案(抄)

第1 総則

4 道州制の基本的な方向

道州制は、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

- ⑤ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう<u>道州の立法権限の拡大</u>、強化を図る。
- 第3 道州制国民会議
- 3 諮問
 - ① 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制国民会議に諮問しなければならない。
 - エ 国、道州及び基礎自治体の立法権限及びその相互関係に関すること。

※日本国憲法(抄)

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第九十四条 <u>地方公共団体は</u>、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、 <u>法律の範囲内で条例を制定することができる</u>。

○ 法制の整備期限について

法案骨子案では「道州制国民会議は、(中略)3年以内に答申しなければならない」、「政府は、(中略)2年を目途に必要な法制の整備を実施しなければならない」としているが、分権型道州制の具体的なイメージが見えていない段階であり、まずは、十分な議論が尽くされることが必要ではないか。

※法案骨子案(抄)

第3 道州制国民会議

4 答申

道州制国民会議は、3の諮問を受けた場合には、3年以内に答申しなければならない。

第4 法制の整備

政府は、道州制国民会議の第3 4の答申があったときは、当該答申に基づき、<u>2年を目処に</u> 必要な法制の整備を実施しなければならない。

○ 財政調整制度について

法案骨子案では「道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、 税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける」としているが、道 州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度及び道州間の財 政調整制度について、具体的な方向性を示すべきである。

※法案骨子案(抄)

第1 総則

- 4 道州制の基本的な方向
 - ⑦ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、<u>道州及び基礎自治体に必要な税源を付与</u>するとともに、<u>税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける</u>。